

- 警察・消防無線、電気通信業務用、公共業務用、放送事業用など重要無線通信に混信妨害等が発生した際には、他の業務に優先して調査を実施し、混信源を排除しています。

太陽光発電設備によるノイズ

= 令和6年8月 徳島県徳島市 =

ノイズの影響に伴い、防災行政無線の屋外拡声子局の動作不良が頻発化していると申告を受け、現地調査を実施。

調査の結果、当該子局の付近にある集合住宅の太陽光発電設備（パワーコンディショナー）からノイズを確認。

不動産管理会社に状況を説明し、対策工事を実施してもらうことで混信源を排除。

屋外拡声子局



太陽光発電設備



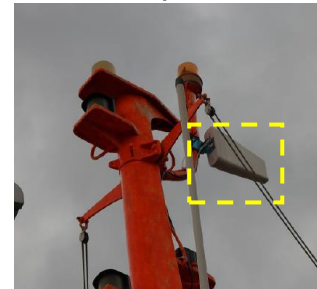
船舶の不法携帯電話中継器

= 令和6年7月 愛媛県松山市 =

船舶に設置された不法携帯電話中継器により、N T Tドコモの800MHz帯の基地局に障害が発生。増幅された電波により、トラフィックが低下となる。

対象船舶を特定し、違反者を指導。中継器の撤去により終了

空中線



本体

